

固定資産に関する証明書を取得する際の必要書類表（申請者別）

申請者	必要な書類等
本人{申請した年度の1月1日（賦課期日）時点での登記名義人もしくは、固定資産税納税義務者}	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類
法人の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・代表者印または代表者印の押印された申請書
法人の従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・代表者印または代表者印の押印された申請書もしくは代表者印の押印された委任状
共有者（土地・家屋）の内の一人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類
同一世帯の親族	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 <p>※同一の建物に居住していても市外の方や住民票が別登録になっている場合は委任状が必要です。</p>
相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・相続権が確認できるもの（戸籍・除籍謄本等）
借地人・借家人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・賃貸人、賃借人、賃貸物件、賃貸借期間が記載されている賃貸借契約書 <p>※証明書の交付は賃貸借の期間内に限られます。</p>
代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・委任状
成年後見人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・法務局が発行した成年後見人に係る登記事項証明書
申請した年度の1月1日（賦課期日）後に土地、家屋を取得した者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・登記事項証明または1月1日時点の所有者からの委任状 <p>※未登記物件は売買契約書等（当該契約による引渡し日以後に申請されたものに限る）が必要です。</p>
弁護士・司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・委任状（係争事件の訴訟代理人として、訴訟物の価格算定のための資料として昭和50年10月29日付け自治省税務局固定資産税課長内かんに示された様式により評価額証明書を申請された場合は不要）
その他	固定資産税課にお問い合わせください。